

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.125

2005.1.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23<sup>rd</sup> Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : [iguchi@mx1.nisiq.net](mailto:iguchi@mx1.nisiq.net)

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

[iguchi@loxinfo.co.th](mailto:iguchi@loxinfo.co.th)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

( 2月のタイ祝祭日のお知らせ ) 2 3 日が祝祭日です。また中国正月が 9 日となりますので、その前後は中華系企業などは一斉に休暇となりますので、ご注意ください。

( ホームページ更新のお知らせ )

弊社ホームページを 1 月 2 5 日付けで更新しました。異動にともなう事務所人員及びニュース ( 英語版及び日本語版 ) <http://www.s-i-asia.com/news-JPN-updated.htm> を更新しました。ご高覧ください。

( 知的財産同窓会 ( I P A A ) の最近の活動及び予定 )

1 月には A O T S セミナーを 2 回 ( 特許・意匠 1 0 日 1 2 日、及び商標 2 4 日 2 7 日 ) 現地企業対象に日本知的財産協会の協力の下で、日本人講師 ( 計 4 名 ) を招き開催されました。参加希望者が各々 6 0 名を超えましたが、それぞれ 3 0 名限定で行われました。来月にはチェンマイのランブーン工業団地セミナーを開催し、本年度活動予定を全て終了いたします。

~ 編集者より ~

謹賀新年、本年も宜しくお願い致します。

また、多くの方々にお見舞い状を戴き、誠にありがとうございます。弊所及び関係者全て無事ですのでご安心下さい。

年末年始と久々のブーケット旅行を予定していただけに、スマトラ沖津波で一気におめでた気分がぶっ飛んだ。もし津波が4日遅れで来たなら私も被害を受けていたかもしれない。自然災害の恐ろしさを身近に感じた次第である。今回の知的財産関連ニュースは、少なくなった。連日、津波・バンコク地下鉄事故・2月のタイ総選挙の話題で新聞紙面から締め出されてしまった感がある。

そこで、敢えて年頭の話題として今般話題の FTA を採り上げてみた。

この数年の間に世の中は WTO より FTA ( 二国間自由貿易協定 ) の時代へすっかり様変わりしてきた。どこの政府も FTA を何本締結したかが、何故かその国の経済貿易政策の成績表の如く思われている。果たして FTA は本当にその二国民が幸福になるのだろうか。それは両刃の剣であることが次第に明らかになってきている。恐らく政策当事者は FTA 発効後に調整局面があるとは言うだろうが、果たして本当なのだろうか。

タイは中国との二国間自由貿易協定を締結発効したのが 2003 年 10 月である。アーリーハーベストと称して農産物関税を無関税化した。その後約 1 年間、タイの農産物国内市場は中国農産物の洪水となった。私の近くにある市場にも中国産の柿や梨、リンゴが山のように並んだ。バンコクポスト紙 ( 2004 年 12 月 2 日 Out Look ) は、「誰のためのアーリーハーベストか」「自由貿易は理論上すばらしく聞こえるが、北部タイの農民に如何なる影響を与えたのか」と題した記事を掲載した。特に問題となっているのはニンニク、玉ねぎ、シャロットである。市場価格は前年の 30% から 80% 下落しており、とても国内産の農産物では価格競争できない。タイ国王が北部タイで展開している王立農業プロジェクトでさえ大きな打撃を受け始めている。何の対策も取らずに無関税貿易に走った構図が当にここにある。学識者は昨年末以来、一斉に政府批判をし、恐らく今年 2 月に予定している総選挙を考えてのことだと思うが、タイ政府は、2004 年 7 月に中国との交渉を一旦停止したままの状態が続いている。

確か最近の日経新聞の大磯小磯コラム記事にも F T A へ遮二無二邁進する日本政府に対し苦言を載せていたのを思い出す。その危惧が現実となって現れたのが今のタイ農村であろう。自由貿易協定は必ず弱者に回復不可能なほどの痛烈な一撃を与えるものなのだ。

F T A は決して万能ではないというもう一つの例を出す。基準認証の相互承認の話である。知的財産の世界でも昨年来から話題となった日米特許相互承認の話があった。私もこの「相互承認」という言葉が非常に気になっていたので、私なりにゴソゴソ調べてみた。勉強不足の感は拭えないが、実は私のもう一つの役周りにタイでの日系企業向けの ISO9000 や ISO14000

等マネジメントシステムの審査登録認証を行っている TQA <http://www.isri.co.jp/tqa.html> という企業の発起人となっている経緯もある。

その関係で、今般 F T A 協定が締結される度に、この基準認証の相互承認の実態をフォローしている。ご承知のように日シンガポール F T A においてもこの基準認証の相互承認に関する合意があった。2002 年 11 月 30 日に発効した日シンガポール自由貿易協定での基準の相互承認の対象（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律 2004 年 5 月 19 日法律第 47 号）は、特定機器（実体は電気製品及び電気通信機器の一部であるが）の安全性にかかる基準認証であった。マスコミ発表だけを読むと、まるで全ての基準認証について相互承認できるような錯覚を一般部外者は持つと思うが、現実はそんなに甘くない。シンガポールの消費者法をクリアするというものだけで、決して認証を得たから販売や製造してよいなどと考えない方がよい。「輸出入」という限定した行為について認証についての手続きの一部が簡単になったという意味で日本シンガポール F T A は評価できるだけなのである。

もう少し視野を広げて日本と他の国との基準認証の相互承認を見てみよう。例えば日本と欧州共同体との相互承認は 2001 年に署名され、電気通信機器、電気製品、化学品、医薬品の四分野で相互承認協定

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/europe/eu/html/japan\\_eu\\_mra.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/europe/eu/html/japan_eu_mra.html) を結んだ。ここにおいてもやはり、電気通信機器や電気製品においては安全性などの消費法関連での相互承認であり、化学品や医薬品においては G L P（優良試験施設基準）や G M P（優良製造所基準）で、品質管理や製造管理についての基準での相互承認である。ここにおいても核心部分である医薬品の安全性にかかる相互承認ではない。

つまり、規格などの基準においてさえ、一部機械では安全性のみに限定されており、かつ化学医薬品では製造所や試験所の品質管理に限定されて相互承認が運用されているのである。結論付けるのは拙速かもしれないが、F T A という代物は、関税の低減化が第一であり、それ以外の周辺手続きの透明性や簡略化においては余り効果ができないのかもしれない。これが F T A の限界というべきなのであろうか。

このように見ていくと、知的財産分野も余り F T A に期待できるわけがないということが次第に判ってくる。今年は暫く横目で様子を見るだけという方針の方が良いのかもしれない。だが、確かに「相互承認の対象となる基準認証を広げていこう」とする流れが世界の潮流にあるということをお否定はしないが、これらの流れにバイアスをかけて解釈し、特許の相互承認を検討す

るというものは余りにも現実離れしているのではなからうか。さらに、特許権というのは排他的で強烈な独占権であり、国が付与する「権利」であり、基準認証とはかけ離れた思想であるということと言うまでもない。実現に程遠い初夢と言ったところか。

～タイのホンダ R&D サウスイーストアジアが東南・南アジア向け二輪車の開発拠点に～  
本田技研工業は、タイにある自社の研究開発センターで来年、東南アジアや南アジア向けに二輪車約 20 モデルを開発する計画であることを明かした。タイの研究開発センターは、ホンダが中国に次いで 2 番目に作った在アジア研究開発拠点である。ホンダでは米国、ドイツ、イタリアなど他の主要マーケットにも研究開発拠点を設けているとタイにあるホンダ R&D サウスイーストアジアのハヤシ シゲアキ社長は語る。ホンダの二輪車の世界全体での販売車数は 2004 年 1,070 万台で、このうち東南アジア地域では 750 万台で、前年に比べ 28% の伸びを示した。タイで今年 1 月から 11 月までの間に A.P. Honda が販売した二輪車は 128 万台であった。ホンダではタイの 2004 年の販売数は前年から 11% アップし、141 万台に達するものと見ている。

(2004 年 12 月 27 日、バンコクポスト)

～タイで海賊版ソフトの使用を抑制した企業を BSA が表彰する計画～  
The Business Software Alliance (BSA) の海賊版商品対策担当ディレクターである Tarun Sawney 氏は昨日、ライセンスを受けていないソフトの企業内使用への取り組みの一環として、海賊版ソフトの使用を抑制したタイ企業を表彰する計画があると語った。同氏はこの表彰事業は今年中に発表されると述べている。同氏によれば、企業内での海賊版商品の使用は依然として海賊商品問題の中で最も大きなものであり、コンピューター販売業者によるソフトの違法ロード、海賊版ソフトの小売、インターネットを通じたソフトの無認可ダウンロードがこれに続く。インターネットを使った無認可ダウンロードは、ブロードバンドの拡大に伴い大きな問題となっている。タイには現在 20 万人のブロードバンドユーザーがいる。BSA によれば、2003 年にコンピューターにダウンロードされたソフトウェアは世界全体で 800 億ドル相当であったが、海賊版商品によりそのうち 290 億円が損失されたということである。タイでは 2003 年、ソフトウェアに海賊版商品が占める割合で、1 億 4,090 万ドル余りを損失した。

(2005 年 1 月 13 日、タイネーション)

～タイ科学省が技術研究機関の組織改革を計画～  
タイ科学省は、現在 National Science and Technology Development Agency(NSTDA)にある National Science and Technology Policy Committee(NSTC)の事務局機能を科学省の常設事務局とすることを計画している。これにより、オペレーション部門と政策決定部門が分かれる

ことになる。新しい構造の下、NSTDA は研究開発により多くの時間を割き、政策決定については科学省の常設事務局が担当することになる。科学省事務次官の Pairash

Thajchayapong 氏は National Science and Technology Policy Act を既に起草したことを明らかにしている。これは 2 月の総選挙の後に内閣に提出されることになっている。また、関係省庁の科学技術開発への取り組みを後押しするため、NSTC では関係 9 省の Chief Science Office(CSO)を設置する決議を草案した。9 省とは、工業、農務、商務、教育、情報通信技術、エネルギー、保健、防衛、科学の各省である。

(2005 年 1 月 17 日、タイネーション)

～タイ、企業退職者の営業秘密の持ち出しについての問題～

ライバル会社へ移籍することになった従業員が、30 日前の事前通告の形で、上司に辞表を提出した途端に解雇されるというケースがタイでは少なくない。企業側は従業員が企業秘密を持ち出すことを恐れているのである。このような場合、営業秘密(trade secret)の提供について社内規定で明言されていない限り、裁判では従業員側が有利となる。タイではこのような規定がある企業が少なく、企業側は不当解雇に際し多額の契約解除金を支払うこととなる。このような事態が起こるのを防ぐには、企業が営業秘密の持ち出しについて社内規定に明記することが最善策である。また昨年制定された営業秘密法では、企業が持つ商業的に価値のあるものについて広く保護対象としている。営業秘密法では従業員による営業秘密の漏洩に際し、企業に事前に営業秘密の登録するよう求めている。しかし、上記のような社内規定を作っても企業側に損失はない。営業秘密法では営業秘密とは、一般に知られていない営業情報で、商業的な価値又は利益を有するもの、と規定されている。また工業分野と商業分野の大きく二つに分けられ、工業秘密(industrial secret)には技術、製造及び過程、化学式並びに類似したものが含まれる。商業秘密(commercial secret)には事業運営、財務情報、顧客データベース、新しい取引及び事業計画他が含まれる。営業秘密は企業の商業財産であるとみなされるため、所有者の承諾なく漏洩、剥奪、又は使用するのは違法行為となる。違反者には 1 年以下の懲役及び / 又は 20 万バーツ以下の罰金が科せられる。(2005 年 1 月 17 日、バンコクポスト)

～中国南部で偽造タバコ工場 5 ヶ所が摘発される～

中国南部の司法当局は今週、偽造タバコを製造していた工場 5 ヶ所を閉鎖した。これは 1 年間に及ぶ取締りの一環として行われたもので、この取締りでは 2,500 ヶ所近くの違法商品製造拠点が閉鎖されていると昨日、China Daily が報じた。今回の捜索では広東省で 20 名以上が拘留され、1 月から 11 月までの間には他の事件に関連して 1,139 人が投獄された。中国のタバコ市場は世界最大であり、偽造タバコやその他あらゆる種類の模倣品が蔓延している。当局による取締りもこの状況を打開するまでには至っていない。今回の摘発は、中国当局が模倣品製造並

びに著作権及び特許権侵害に対する対策強化を約束したのと同じ週に行われた。

(2004年12月25日、タイネーション)

~ 中国で Nike が敗訴 ~

北京の裁判所は Nike に対し、Nike に自身の作品をコピーされたと訴えていた中国人漫画家に、損害賠償金の支払いを命ずる判決を言い渡した。この漫画家は Zhu Zhiqiang 氏 (28) で、裁判所は同氏が創作したスティックマンのキャラクターは Nike の広告で使用されたものとほぼ同一であると判断し、Nike に対し 30 万元の支払いを命じた。「Nike は原告の作品に類似した画像を原告の許可なく広告の中で使用し、結果的に著作権を侵害した」と裁判所が判決したと China Daily は報じている。Nike 側は当該する図形は極めて一般的なもので、著作権はないとして、控訴する意向を示している。

(2004年12月31日、タイネーション)

~ 中国北京市の有名偽ブランド市場が閉鎖 ~

偽ブランド品の販売で有名な、北京の観光客向けショッピングスポット秀水市場(Silk Alley Market)が昨日閉鎖された。閉鎖に際し、露店商と警察の小競り合いが見られた。午前 7 時から 600 名以上の警察官が現れ、抗議する人を市場から連れ出した。警察官が市場の入口の看板を取り外すのを阻止しようとした露店商 8 名が対処された。1997 年から市当局は火災の危険性を懸念し、この市場の取り壊しを計画していた。知的財産権の不正使用に対する取締りは WTO への中国の確約の一つであったが、秀水市場のような場所は活況を呈している。専門家によれば、中国では音楽やビデオソフトなど世界の模倣品の約 70% が製造されているということである。

(2005年1月6日バンコクポスト、1月7日シンガポールストレイトタイムズ)

~ 中国に対し、米国が知的所有権侵害者への刑事訴追を要求 ~

退任を前に中国を訪問した米国の Donald Evans 商務長官は、営利目的で著作権を侵害した者は投獄されるべきだとし、年内にもこれを実現させたいと USA TODAY 紙に語った。米国当局は 10 年に渡り、再三中国の著作権侵害行為を批判してきたが、海賊版の DVD、ソフトウェア、衣服は依然としてどこでも入手できる。米国商務省によれば、違法コピー商品により(この中には米国向けの商品も含まれる)米国経済は年間 240 億ドルを損失しているということである。営利目的の著作権侵害行為に対しては、ほとんどがわずかな罰金で済んでしまい、刑事訴追されるケースは少ない。しかし中国政府は先月、模倣行為を行った者の起訴、及び投獄(7 年以下)を以前より容易に行えるように改正した。この動きは 4 月に呉 儀國務院副総理が蔓延する海賊行為の取締りを確約したことに伴うものである。Donald Evans 商務長官はこういった中

国の動きを称賛し、呉儀國務院副総理の確約が実現したことに「非常に満足である」と語り、侵害者が実際に投獄されるよう更なるステップを期待すると述べた。

(2005年1月13日、USA TODAY)

～香港の知的財産局が知的所有権についての意識調査を実施～

香港の知的財産局が行った調査で、知的所有権の重要性に関する香港の人々の関心が高まってきていることが明らかになった。この調査は「Sixth Annual Survey on Public Awareness of Protection of Intellectual Property Rights -2004」で、1999年から実施されている。香港の知的財産関連法に対する認識は1999年55.2%であったが、2004年には71.2%に伸びている。香港で知的所有権保護が必要であると考えているのは、今回の調査の回答者のうち95.7%に及んだ。香港における知的所有権侵害は申告であると考えている人は2003年の74.5%からわずかに増え、76%であった。香港における知的所有権保護の状況を改善するには一般の人が役割を果たさなければならないと考える人は、2003年は18.7%、2004年は23.7%であった。2004年の調査ではインターネットによるファイルシェアリングについての質問が追加された。ファイルシェアリングが知的所有権侵害に当たると知っている人は70%以上いた。インターネットでファイルシェアリングをよく、又はたまに行っていると答えた人は10%以下であった。今回の調査では、高学歴の若い男性が、ファイルシェアリング目的でファイルをダウンロードするためにニュースグループや無認可のウェブサイトにアクセスしているということが明らかになった。今回の調査結果についてStephen Selby知的財産局長は、インターネットを通じた知的所有権侵害は予想していたよりも深刻ではなかったが、主に若い世代の人々を対象に、コンピューターの世界で知的所有権を尊重する重要性について啓蒙していかなければならないとコメントしている。

(2005年1月18日、ag-IP-news Agency)

～台湾が米国スペシャル301条の優先監視対象国から監視対象国へ～

Robert B. Zoellick 米国通商代表は昨日、通商代表部がポーランドと台湾について知的所有権に関する Out-of-Cycle Reviews (OCRs) を行った結果、ポーランドは監視対象国 (Watch List) に据え置き、台湾は優先監視対象国 (Priority Watch List) から監視対象国へと変更されることが決定したと発表した。5月に発表された2004年スペシャル301条リポートで、ポーランドと台湾において知的財産についての十分な保護とエンフォースメントが行われていないことに対する継続的な懸案が強調されていた。このリポートでは、2004年秋に行われる Out-of-Cycle Reviews (OCRs) までの間、ポーランドを監視対象国に、台湾を優先監視対象国にすると報告されていた。2004年スペシャル301条リポートにおいて米国通商代表部は、OCRの間、台湾で不足部分に対応する著作権法が制定されたか、エンフォースメントが改善されたか、薬物及び

農薬のテストデータの不正営利使用を改善する関係法の改正が行われたかといった項目についての調査を示唆している。台湾では依然として効果的なデータ保護体制は採用されていないが、その他の分野、特にエンフォースメントと著作権保護については著しく進歩している。その結果、優先監視対象国から監視対象国へと変更されるに至った。

(2005年1月19日、ag-IP-news Agency)

～インドで生物資源の搾取に抵抗する17カ国による国際会議が開催される～

生物資源の搾取に抵抗する Like Minded Megadiverse Countries(LMMC)の加盟国17カ国による5日間に渡る国際会議が木曜、ニューデリーで開幕した。会議の概況について Union Environment Minister の A Rajas 氏は、アクセスと利益配分問題に関する LMM 加盟国の要求を体系化し、各国の共通の立場を発展させることができたと報道陣に対し語った。17カ国の内訳はインド、ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、コンゴ、エクアドル、インドネシア、ケニア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、ベネズエラである。

(2005年1月20日、インド UNI 通信)